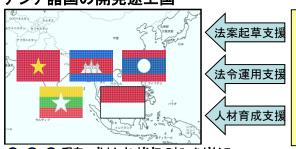
#### H28.6 法務省 法務総合研究所

# 法制度整備支援

~成長のためのソフトインフラ支援~

### 【法制度整備支援の目的】

#### アジア諸国の開発途上国



現在, ペトナム・カンボジア・ラオス・インドネシア・
ミナンマーに長期専門家として検事・裁判官

①開発途上国における法の支配・グッドガバナンス(良い統治)の確立

②開発途上国の持続的成長を実現するために不可欠な基盤づくり支援

③日本企業の海外展開に有効な投資環境整備

International Corporation Department

法務総合研究所 国際協力部



支援

## 法務省

- 〇 平成13年4月, 法制度整備支援に専 従する部署として法務総合研究所内に国 際協力部を新設
- 主にアジアの開発途上国の司法関係 者に対する日本での国際研修及び海外で の現地セミナーのほか調査・研究を実施

## 【政府施策としての法制度整備支援】

平成20年1月 第13回海外経済協力会議において, 法制度整備支援の戦略的推進を合意 →平成21年4月 法制度整備支援に関する基本方針了承

平成25年5月 法制度整備支援に関する基本方針(改訂版)



基本方針の改訂

- (1) 自由, 民主主義, 基本的人権等の普遍的価値観の共有による開発途上国への法の支配の定着
- (2) 持続的成長のための環境整備及びグローバルなルール遵守の確保
- (3) 我が国の経験・制度の共有, 我が国との経済連携強化, 地域的連携・統合の基盤整備
- (4) 日本企業の海外展開に有効な貿易・投資環境整備や環境・安全規制の導入支援
- (5) ガバナンス強化を通じた我が国が実施する経済協力の実効性の向上と国際開発目標達成への寄与
- →基本法及び経済法の関連分野において積極的な法制度整備及び運用の支援を行う ((4)及び(5)の観点の追加)

平成27年6月 インフラシステム輸出戦略(平成27年改訂版)(政府経協インフラ戦略会議)

平成27年6月 経済財政運営と改革の基本方針2015(骨太方針)(閣議決定)

平成27年7月 新東京戦略2015 (日・メコン地域諸国首脳会議) 等<u>多くの施策で言及</u>

## 【今後の法制度整備支援の方向性】

世界における日本のプレゼ ンスを高め、アジアと共に成 長するためのソフトインフラ としての法制度整備支援の戦 略的推進をオールジャパンで

<u>我が国の経験を生かし、各</u>国の実情・ニーズに基づき、 相手国のオーナーシップを尊 重する日本ならではの支援を 推進

国際協力

# 法制度整備支援の主な内容

# C.::::







インドネシア共和国

~協力開始(1998年)~

裁判官養成制度に関する支援

・知財制度強化,法的整合性向上に関する支援・長期専門家を2名派遣中(2016年以降延べ2名)

•和解•調停制度強化支援

## ウズベキスタン

~協力開始(2001年)~

・倒産法注釈書作成支援(2007年刊行)

## ウズベキスタン, キルギス, カザフスタン, タジキスタン

・中央アジア地域法制比較研究セミナーを実施(2008年~2013年)

### ネパール連邦民主共和国

- ~協力開始(2009年)~
- •民法起草支援
- •民法解説書作成支援
- •裁判所能力強化支援

### ミャンマー連邦共和国

- ~協力開始(2013年)~
- •起草支援
- •法曹人材育成支援
- ・長期専門家を1名派遣中(2014年以降延べ1名)

#### カンボジア王国

- ~協力開始(1996年)~
- •民法起草支援(2007年公布)
- ·民事訴訟法起草支援(2006年公布)
- •法律人材育成支援
- ・長期専門家を2名派遣中(2006年以降延べ8名)

## モンゴル国\*

~協力開始(2004年)~

・調停制度強化支援(~2015年)

### 中華人民共和国

- ~協力開始(2007年)~
- •民事訴訟法, 民事関連法改正支援
- •行政訴訟法, 行政関連法改正支援
- •権利侵害責任法(2009年公布)
- ・渉外民事関係法律適用法(2010年公布)
- •改正民事訴訟法(2012年公布)

### ラオス人民民主共和国

- ~協力開始(1998年)~
- ・民事判決書マニュアル作成支援(2006年刊行)
- ·民法·商法教科書作成支援(2007年完成)
- ・民事訴訟法・刑事訴訟法ハンドブック作成支援 (2014年刊行)
- ·法律人材育成支援
- ・長期専門家を1名派遣中(2002年以降延べ6名)

### ベトナム社会主義共和国

- ~協力開始(1994年)~
- •民事訴訟法起草, 改正支援(2004年, 2011年公布)
- •破産法改正支援(2004年, 2014年公布)
- ・民法改正支援(2005年公布)
- •民事判決執行法起草, 改正支援(2008年, 2014年公布)
- ・国家賠償法起草支援(2009年公布)
- 検察官マニュアル作成支援(2007年刊行)
- · 民事判決書標準化· 判例整備支援
- ・司法機関等(裁判所,検察庁等)の能力改善支援など
- •行政訴訟法支援(2010年公布)
- •法令審查支援
- ・長期専門家を3名派遣中(2000年以降延べ17名)

# **-**

#### 東ティモール民主共和国

- ~協力開始(2008年)~
- •法案起草能力向上支援

\*モンゴル国については、JICAの支援活動をサポートする形で間接的に支援に関与 (注)長期専門家に関しては、法務省からの派遣人数のみを記載

## 日本の法整備支援の比較優位性

## 日本の支援

#### 主体性の尊重

日本の法制度や価値観を押しつけるのではなく、 中立的であり、相手国との対話を通じて、実情に 合った法制度を共に考える。



## 他ドナー(国・国際機関)の支援

●対象国の実情よりも、自国の法制度や国際標準的な法制度の導入を重視することがある。

#### 法整備+人材育成の重視

• 法律の整備のみならず、それを運用する人材育成を行い、制度が機能することを重視



#### ●法律の起草支援は行うが、それを解釈・運用する 人材育成までは行わないことが多い

#### 多様かつ充実した支援体制

- 法律実務家が長期派遣専門家として常駐
- 研究者や法曹が日本国内でアドバイザリーグループを構成するなどして支援。



#### ●法律実務家が現地に常駐することは少ない。

●コンサルタント会社への業務委託形態もある。

#### 日本の経験・知見が有益

• フランス法・ドイツ法・英米法を取り込んで融合・発展させた日本の法制度の経験や比較法研究の知見が活躍



●他ドナーの多くは、アジア以外の国々であり、文化 的・歴史的背景を異にする。

相手国への法制度の定着,持続可能な発展に寄与

# 主な他ドナーによる支援状況

### ミャンマー連邦共和国

#### 【日本】(協力開始:2013年~)

- ・カウンターパート(C/P)は、連邦法務長官府及び連邦最高 裁判所
- ・支援内容は、起草支援、人材育成支援等

#### 【他ドナー】

- ①国連開発計画(UNDP)
- ②米国(USAID)
- ③アジア開発銀行(ADB)
- 4)韓国(KOICA)
- ⑤国際開発法機構(IDLO)

ほかEU、デンマーク等も支援予定

### カンボジア王国

#### 【日本】(協力開始:1996年~)

- ・C/Pは, 司法省, 王立司法学院, 弁護士会, 王立法律経済大学
- •支援内容は, 執務参考資料作成支援, 人材 育成支援等

#### 【他ドナー】

- ①オーストラリア(DFAT)
- ②ドイツ(GIZ/CIM)
- ③フランス(AFD)
- 4韓国(KOICA)
- ⑤世界銀行(WB)
- **⑥米国** ほか

#### ラオス人民民主共和国

#### 【日本】(協力開始:1998年~)

- •C/Pは, 司法省, 最高人民裁判所, 最高人民検察院, ラオス国立大学
- · 支援内容は、民法典起草支援、執務参考資料作成支援、 人材育成支援等

#### 【他ドナー】

- **1**UNDP
- ②国連薬物犯罪事務所(UNODC)
- ③ルクセンブルク(LUXDEV)
- ④米国(USAID)
- ほか

## インドネシア共和国

#### 【日本】(協力開始:1998年~)

- •C/Pは、法務人権省、最高裁判所
- ・支援内容は、法令審査支援、知財制度強化支援、人材育成支援等【他ドナー】
- (1)UNDP
- ②オランダ
- ③オーストラリア(DFAT等)
- ④米国(USAID)
- ⑤ドイツ
- 6中国

ほか



#### ベトナム社会主義共和国

#### 【日本】(協力開始:1994年~)

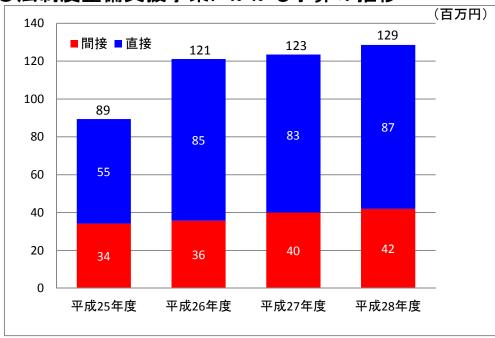
- ・C/Pは, 首相府, 司法省, 最高人民裁判所, 最高人民 検察院, ベトナム弁護士連合会
- ・支援内容は、起草支援、法令審査支援、実務改善支援、人材育成支援等

#### 【他ドナー】

- <u> ①UNDP</u>
- ②カナダ(GAC)
- ④米国(USAID)
- ⑤韓国(KOICA)
- ほか

# 法制度整備支援事業の予算と事業概要

## 〇法制度整備支援事業にかかる予算の推移



## 直接事業

支援対象国・地域に対する研修セミナーや招へい等を 中心とした法制度整備支援を直接的に実施する事業

- ○現地セミナー(旅費, 謝金, 印刷製本費など)
- ○本邦研修(旅費, 謝金, 印刷製本費など)
- ○研究会・協議会(旅費,通訳・会議出席謝金,テープ起こし委託など)
- 〇共同研究 · 現地調査

(旅費,調査・翻訳謝金,現地コーディネートなど)

## 間接事業

法制度整備支援事業を効果的・効率的に推進する上で必要となる関係諸国の法制度等に関する基礎調査・研究等を中核とした基盤整備に必要な事業

- ○基礎調査研究(旅費, 翻訳・会議出席謝金, 印刷製本費など)
- ○国際協力人材育成研修(旅費,講師・翻訳・会議出席謝金など)
- ○官民連携強化(法制度整備支援連絡会経費など)

## 〇国別事業予算(直接事業)

(単位:百万円)

国•地域名	H25	H26	H27	H28	予算内訳(平成27年度)	主な実施事業(平成27年度)
インドネシア	3	22	18		諸謝金8, 旅費5, 招へい旅費3, 庁費1, 招へい滞在費1	現地調査(※1)
ミャンマー	8	23	10		諸謝金3, 旅費3, 招へい旅費1, 庁費2, 招へい滞在費1	本邦研修、現地セミナー、現地調査
ラオス	4	4	4	4	諸謝金1, 旅費2, 庁費1	本邦研修、現地セミナー、共同研究
ベトナム	5	5	8	8	諸謝金3, 旅費1, 招へい旅費2, 庁費1, 招へい滞在費1	本邦研修、現地セミナー、共同研究、現地調査
カンボジア	4	4	4	4	諸謝金1, 旅費1, 庁費2	本邦研修、現地セミナー
ASEAN諸国·地域	0	3	3		諸謝金1, 旅費1, 庁費1	協議会
東ティモール・ネパール	13	13	21	21	諸謝金5, 旅費4, 招へい旅費7, 庁費3, 招へい滞在費2	共同研究, 現地セミナー, 現地調査(※2)
バングラデシュ	0	3	14		諸謝金3, 旅費3, 招へい旅費4, 庁費3, 招へい滞在費1	共同研究, 現地調査
その他	8	8	1	0	旅費1	協議会
中央アジア諸国	4	0	0	0	_	_
中国	6	0	0	0	_	_
合計	55	85	83	87	<u>-</u>	_

(※1. ※2)一部中止

# 支援対象選定プロセスの概要

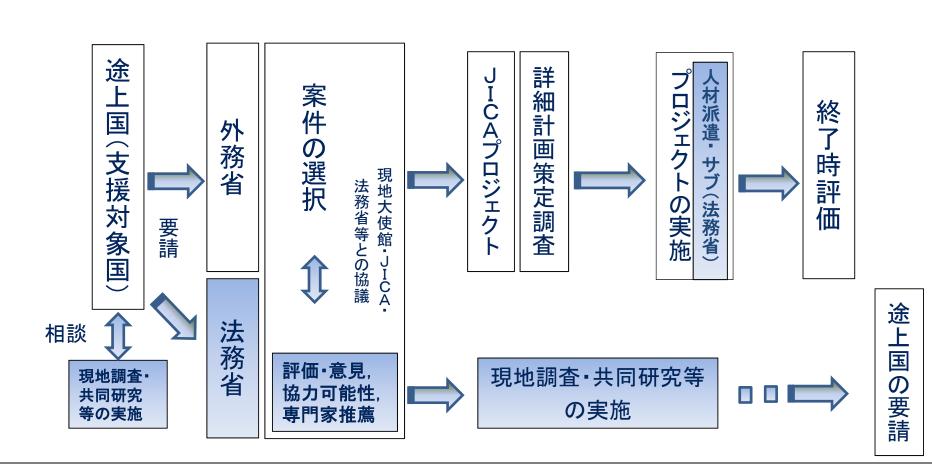
#### 考慮すべき要素

- ●日本の政府施策との整合性
- ・法整備支援に関する基本方針(改訂版)
- ・インフラシステム輸出戦略、知財推進計画等
- •国別援助方針
- ●相手国の政策・開発計画との整合性や政治動向
- ●予算等

現地ODAタスクフォー

ス(在外公館・JICA事 務所等)における情報

の収集・検討



### 法務省経費 JICA経費 国内研修 ・講師等(追加)の旅費・滞在費 ・研修員の旅費・滞在費 ・講師等の旅費・滞在費 など 現地調査 ・調査員(JICA派遣)の旅費・滞在費 ・調査員(法務省派遣)の旅費・滞在費 など など ・資料の印刷・製本費 現地セミナー ・短期専門家(講師)の旅費・滞在費 ・短期専門家(講師)等(追加)の旅費・滞在費 など など •謝金一講師,翻訳 長期専門家の派遣 長期専門家の給与等(人件費) など 長期専門家の旅費・現地活動費

#### 現地調査

・調査員の旅費・滞在費 ・現地通訳等委託経費・車両手配 ・資料の印刷・製本費 など

#### 共同研究

・研究員の旅費・滞在費・謝金ー講師, 通訳, 翻訳・資料の印刷・製本費 など

## 〔課題1〕支援対象国のニーズや実情の的確な把握

相手国からの支援要請



的確な二一ズの把握 (調査研究)



効果的効率的な支援の実施

(一例:インドネシア)

2009年3月:JICA和解・調停制度強化支援プロジェクト終了→なお、裁判官育成支援の要請あり

法務省独自の人材育成強化支援共同研究・現地調査						
2010年度	インドネシア最高裁との研修	現地調査				

2011年度同最高裁との共同研究現地調査2012年度同最高裁との共同研究現地調査2013年度同最高裁との共同研究現地調査2014年度同最高裁との共同研究現地調査

(共同研究・現地調査でニーズを把握)

①知財分野を担当する裁判官の人材育成支援 ②法令不適合改 (日)以機関

(担当機関:最高裁)

②法令不適合改善のための法令審査手続支援

(担当機関:法務人権省法規総局)



継続的な共同研究や現地調査の実施によりニーズや実情が把握でき、現地のニーズに見合った プロジェクトの開始につながった。

※ 今後、各国から様々な分野での支援要請があり得るところ、メリハリをつけた重点 分野におけるニーズの的確な把握がますます重要

# 〔課題2〕法制度整備支援における関係機関等との連携

「法の支配の確立」

グッドガバナンス

市場経済化への移行

日本企業の

投資環境整備

## 従来型支援における連携

#### 【従来の支援】

- ○基本法令等の起草支援
- 〇法曹人材育成の支援

【官】

JICA・外務省 など

## 法整備支援連絡会

#### 【大学】

名古屋大学 など

### 【民】

日本弁護士連合会・ 公益財団法人国際民商 事法センター(ICCLC)・ 法律事務所 など

## 支援の高度化・広範化

## 最近の傾向

新たな分野での支援ニーズの高まり

- 〇対象法領域の拡大
- ○投資環境整備等の観点

#### 【最近の事例】

〇インドネシア

特許庁, 最高裁, 法務省等が協力するオールジャパンの体制で, 新たに知財事件を扱う裁判官の人材育成, 関連法令の整合性向上を支援。

〇ミャンマー

法務省, JICA, 特許庁, 日弁連, 研究者等が連携して知財分野の支援を 実施。

## 今後の支援の課題

限られた人的物的資源を効果的· 効率的に投入するための方策/

- ○国際協力に関わる関係機関との組織的・継続 的で分野横断的な連携の強化
- □政府機関との組織的・継続的で分野横断的な 連携体制の構築・強化
  - (内閣府,特許庁,文化庁,警察庁,ジェトロなど)
- □民間企業、大学等との継続的な連携強化

より効率的で効果的な調査研究等が可能となり、現地 ニーズを迅速・的確に把握することが可能になる。

限られた資源による効率的な支援の実施が可能